

笠原十九司 『憲法九条と幣原喜重郎 日本国憲法の原点の解明』 (大月書店、二〇二〇年)

杉谷直哉

一、本書の概要

日本国憲法第九条が最もよく知られている憲法の条文であることは間違いない。それをめぐる研究も憲法学、政治学、歴史学、国際政治学など様々な観点から発表されてきた。また、よく知られている論点として、憲法第九条は誰が発案したのかというものがあり、主に連合国軍最高司令官であるダグラス・マッカーサーが発案したか、当時の内閣総理大臣の幣原喜重郎が発案したかについて意見が分かれている。本書は、幣原発案説を支持する立場から書かれたものであり、著者は日中戦争研究の第一人者である笠原十九司氏である<sup>①</sup>。笠原氏は本書の目的を次のように明確に述べている。

本書は、憲法作成当時の日本の内外の権力状況、政治状況に規定された「特殊な状況と事情」を解明することによって、幣原喜重郎が憲法九条を発案したのが歴史事実であることを証明する。本書が憲法九条発案者をめぐる論争に終

止符を打つ契機となることを願っているが、筆者の一番の願いは、憲法九条はマツカーサーによって「押し付けられた」のではなく、日本の首相の幣原の発案によるものであり、その背景に日本の無謀で悲惨な戦争を体験させられた日本国民の総意があったことに多くの国民が確信をもつて、歴代自民党政権ならびに保守右翼勢力による九条改憲の策動を阻止して欲しいことである（六頁）。

この一文を読めばわかる通り、本書は一貫した護憲の立場から叙述されている。全十章構成であるが、その全てを要約することは紙幅的にも筆者の能力的にも限界があるため、主に著者が多くの紙幅を割いている幣原外交の評価及び著者が重視する当時の「特殊な状況と事情」を中心に要約し、若干の指摘を加えたい。

第一章『幣原外交』の再評価』では、著者の専門である日中関係史を中心に叙述されている。著者が幣原の外交政策の成果として重視するのが、ワシントン会議における山東問題の解決と、中国への内政不干渉主義、不戦条約の公布、ロンドン海軍軍縮条約の締結などである。中国への内政不干渉主義については、第二次奉直戦争における不干渉主義と軍部の工作による馮玉祥の反逆について指摘し、「外務省の不干渉政策を軍出先が暗躍して崩していく軍部の二重外交が以後ますます露骨となり、『幣原外交』はやがて挫折させられた」としている（四九頁―五〇頁）。また、不戦条約の公布については『幣原外交』の心髓の外交思想であり、中国国民革命にたいする軍事干渉に徹底して反対しただけでなく、戦争放棄のために軍縮が不可欠であるという平和思想も一貫した信念であった」とする（六六頁）。そして問題の所在は幣原外交にあったのではなく、『幣原外交』を非難し、攻撃して排撃し、歯止めなき侵略戦争へとなだれこんでいった当時の日本社会にあった」としている（八二頁―八三頁）。

第二章「幣原喜重郎の戦時生活と敗戦」では戦時下において幣原が翼賛政治会への入会を拒否したエピソードが取り上

げられており、「幣原は、軍部ファシズムの『翼賛政治』に迎合せず、圧力に屈することなく、反対を貫いたのである」と評価する（九四頁）。そして、敗戦によって困窮する国民の姿や戦争犠牲者の思いによって幣原が憲法第九条を発案するに至ったと概括する（九六頁―一〇一頁）。

第三章「アメリカの日本占領政策」では、五百旗頭真氏や油井大三郎氏の研究に基づき、日本の占領政策の原点が大西洋憲章などの連合国の戦後構想の中にあつたことを指摘した上で、「日本国憲法は、日独伊の枢軸国にたいする米英を中心とした反ファシズム戦争による反ファシズム諸勢力の勝利の結果として、ファシズム国家日本を改革、民主化する目的で、連合国軍の間接統治のもとに作成、制定された」ものであり、「日本国憲法とくに憲法九条を、『GHQが押しつけた』『マッカーサーが押しつけた』などと、短絡的に論じることが批判」している（一三九頁）。

第四章「幣原喜重郎内閣の発足」では、幣原内閣発足に至る政治過程が詳述されている。重要なのは、幣原が内閣発足当時は憲法改正に消極的であつたことを以て幣原提起説を否定する議論に対して、食糧問題などの逼迫した問題が山積する中で、準備もままならないまま大命降下を受けて首相に就任した幣原にとつて、憲法改正問題に言及する余裕はなかつたとしている点である（一六七頁―一六九頁）。これは著者が冒頭で述べている「特殊な状況と事情」の一つであると考えられる。

第五章「憲法改正作業の始動」では、憲法問題調査会の発足など憲法改正に至る政治過程が描かれている。ここで著者は幣原が松本丞治国務大臣による憲法改正の作業を任せており、閣議でも第九条が自らの発案であることを明言しなかつたことを以て、幣原発案説を否定する議論に対して、「戦前の首相の権限が（中略）弱かつたことへの理解がなされていない」と批判している（一九三頁）。即ち、閣内の統一を保つために幣原は松本に憲法作業を任せるとともに、自らの発案であることを隠したとしている。これも幣原の置かれていた「特殊な状況と事情」の一つであると考えられる。

第六章「アメリカ政府とGHQによる憲法改正の促進」では、民生局を中心とする憲法草案の制定作業が詳述されてい

る。著者は憲法草案が「相当の時間をかけて、日本の旧制度を根本的に改革することを目標にした研究と検討をつみ重ねた諸結果」であり、帝国憲法下の「日本の政治・社会構造を改革するために不可欠な理念と条項を結晶集約」したものであったからこそ国民に受容されたのだと指摘する（二二二頁）。

第七章「マッカーサーとの『秘密会談』における幣原九条発案と『秘密合意』」では、幣原が後年平野三郎に憲法第九条を発案したことを証言したとされている記録である「平野文書」をはじめマッカーサー証言、「羽室メモ」が引用されている。著者はこれらの史料と証言に整合性があることから、幣原発案説が実証され得ると主張しており、多くの史料や証言を端的にまとめた内容となっている。

第八章「GHQによる憲法改正草案（日本国憲法草案）作成」では、油井大三郎氏の研究などを元に、憲法作成の過程が詳述されている。重要なのは、憲法改正作業を主導したニューディーラーと呼ばれるリベラルな思想を持つ人々がレツドページの中で追放されたことで、「日本の民主化改革構想は未完のままに放棄された」としつつ、「筆者が『民主主義の器』と称する、日本国憲法が作成され、公布され、施行されたことは、日本国民にとって歴史の幸運であった」としている点であろう（三三四頁―三三五頁）。著者の占領政策と憲法への評価が端的にうかがえる叙述である。

第九章「幣原内閣による『憲法改正草案要綱』の発表」では、幣原内閣の憲法改正をめぐる政治過程が描かれている。本章では当時の法制局次長であった入江俊郎の『日本国憲法制定の経緯』を元に、「平野文書」などを引用しながら幣原発案説の証明を試みている。この中で、後年松本丞治が幣原発案説を繰り返し否定した点について、閣内不一致による総辞職を避けるためであったとしており（三七二頁）、松本が「入江俊郎法制局次長が察知していた幣原首相がマッカーサーとの『秘密会談』による憲法九条の『秘密合意』に最後まで気づくに至らなかった」ことは幣原に「『芝居を打たれた』ことになるので、松本個人にとっては、気づかないままでよかったのかもしれない」としている（三七三頁）。

第十章「日本国憲法草案の帝国議会における審議と採択」では憲法の公布と施行に至る過程が描かれている。幣原の枢

密院における憲法改正の説明文が引用されており、「憲法九条については『余』という主語をつかって幣原が発案した」との思想と信念を語っている」としている（三七九頁）。

終章では貴族院本会議における幣原の演説が引用されており、日本が平和運動の先頭に立つという記述を引用して、『芦田均日記』が幣原の言葉として書いている戦争放棄の理念に続く「follower」は誰もいないという記述は正確ではないと述べている（三九八頁）。そして、自民党政権における防衛費増大を批判した上で、幣原の願いである平和活動への取り組みの進展を目指すべきであると述べている（四〇〇頁―四〇一頁）。

## 二、本書の成果と課題

以上、紙幅の都合上かなり駆け足になってしまったが、本書の内容を要約した。本書の意義は第一に、歴史学の立場から幣原発案説をまとめた点である。幣原外交以来の平和思想を元に平和主義を胸に秘めていた幣原が、憲法第九条を発案したという説は、確かに護憲派にとっては魅力的であり一定の説得力もある。著者が多数の史料の引用しながら叙述をしている点も本書が実証史学の方法に基づいた叙述を展開している証左であろう。

第二に、著者が述べている通り、アメリカ、GHQ、マッカーサー、天皇と側近、幣原と幣原内閣という多角的なアクターを叙述に組み込んでいる点である（一〇頁）。先行研究を駆使しながら複雑な占領期の政治過程を整理しており、戦後史研究としても一定以上の水準を保っている。また、沖繩が過酷な占領下に置かれたことを見落としていない点も（一四六頁―一四七頁）、戦争における犠牲に目を向けてきた著者だからこそその叙述であると評価できる。

本書は全体を通して、戦前から戦後までの歴史を幣原発案説という軸を通して描いた初の通史的研究として位置付けられると言えるだろう。

次に本書の問題と思われる点を指摘したい。結論から言えば、本書によって幣原発案説が「証明」されたとは言い難いと言わざるを得ない。以下、その理由を述べたい。

第一に、幣原外交と幣原をめぐる評価についてである。近年の幣原外交をめぐる研究は、著者が評価するような対中不干涉、軍縮などの政策が平和思想に基づいていたものなどではなかったことが明らかにされている。例えば、著者が高く評価する対中不干涉主義についても、第二次奉直戦争における不干涉主義について、小林道彦氏によれば幣原は軍部の謀略を把握していたものの、それを「事実上黙認」しており、「少なくとも馮玉祥の反乱に関しては、陸軍と外務省の間に二重外交は存在していなかった」という<sup>(2)</sup>。不戦条約についても、幣原は外務省に提出した意見書である「幣原男私見」の中で、懐疑的な見方を示している<sup>(3)</sup>。

即ち、「不戦条約ノ締結ハ(中略)世界ノ人心ニ無形ノ好影響」を与えるかもしれないが、「小生ハ私ニ疑問ヲ抱」いている。まず、「戦争ヲ絶滅セムトセバ一切ノ国際紛争ヲ仲裁裁判又ハ国際連盟ノ諸機関」に委ねる必要があるが、アメリカが「連盟ニ加入セサル今日ニ於テ」国産連盟に紛争解決を委ねることは「実行ノ途ナキ」状況である。また、仮に不戦条約が侵犯された場合、アメリカは「制裁ヲ課スルノ手段ニ協力スルヲ回避スルコトナキヤ」。もしアメリカが制裁を躊躇すれば、「不戦条約ニ忠実ナル国ハ却テ頗ル不利益ノ地位ニ立」たされるのではないかと。

このように、幣原は表向きこそ対中不干涉主義を標榜し、不戦条約のような新たな外交理念を歓迎していたものの、実際には軍部の謀略を黙認し、政策論議の場で不戦条約に懐疑的な見方を示していた。「幣原男私見」を紹介した種稲秀司氏によれば、「外交官時代の幣原は新外交時代に対応する国際協調を高唱した」ものの、「連盟や不戦条約といった新外交

秩序の象徴といふべき普遍主義的な枠組みの構築」に対しては「公の席では歓迎する一方、実際の外交指導では枠組みの機能的欠陥や」中ソの国内事情などから「消極的な態度に終始した」という。あくまで不戦条約などの新外交秩序への支持は「レトリック」であり、「幣原の外交指導の特徴はリアリズムに重心を置きつつ、時代の風潮から無視できなくなつた新外交理念を日本の利益擁護に適合させるべく、巧みなイメージ外交を展開したことにあ」つた<sup>(4)</sup>。また、種稻氏と同じく幣原外交の研究で知られる西田俊宏氏も幣原発案説を否定しているように<sup>(5)</sup>、近年の研究成果を踏まえれば、幣原の外交指導の中に憲法第九条の源流となるような平和思想を見出すことは困難であり、本書の前提となる幣原外交の評価は成立しないと考えられる<sup>(6)</sup>。

第二に、著者が本書で述べている「特殊な状況と事情」についてである。まず著者が幣原には内閣を組閣する準備も余裕もなかったため、憲法改正を言い出す余裕がなかったとしている点だが、これは正確な議論ではない。功刀俊洋氏と服部龍二氏によれば、幣原は大命降下の前に伊沢多喜男と面会し、組閣に向けた準備を進めていた<sup>(7)</sup>。功刀氏と服部氏が引用している幣原内閣の書記官長を務めた次田大三郎の日記を見ると、幣原は昭和天皇に拝謁した時に「陸海軍大臣ヲ置ク必要ガナ」く、「陸海軍省ヲ廃シテ、例ヘバ復員事務局トデモ云フモノヲ総理大臣ノ下ニ置イテ」はどうかと具体的な提案をしている<sup>(8)</sup>。幣原が突如大命降下を受けたのではなく、ある程度の政権構想を描いていたからこそ、このような提案ができたのだろう。また、本書では取り上げられていないが、幣原の戦後構想を検討する上で重要なのが吉田茂外務大臣に提出したとされる「終戦善後策」である<sup>(9)</sup>。すでに「終戦善後策」については、五百旗頭氏と功刀氏によって詳細に検討されている<sup>(10)</sup>。内容を端的にまとめれば、連合国との信頼を確立すること、「敗戦屈辱」を胸に「帝国復興」を目指すこと、連合国間の利害の不一致を見据えて「好機に乗じて局面展開を図るの用意」をすること、敗戦の原因を分析する（国務と統帥の混合、自然科学技術を振興、空襲被害の調査、原子爆弾の国際法・人道上の問題を各国に喚起する）というものであった。先述した種稻氏の幣原外交の評価とも合致するリアリズムに基づいた外交思想がうかがえる。そして、この

「終戦善後策」からは、憲法第九条に見られる平和主義的な国際秩序構想の一端を見出すことはできない。以上の検討を踏まえると、幣原には戦後政策を構想する準備も組閣を検討する準備も十分にあり、その中で憲法改正はおろか憲法第九条につながるような戦後構想はなかったと見るべきであろう。

また、幣原が松本ら保守派の閣僚の反発による内閣の総辞職を恐れたため、自らの発案であると主張しなかったとしている点についても疑問が残る。帝国憲法下において首相の権限が弱かったという見方は近年見直されつつある。佐々木雄一氏によれば、戦前期において一貫してリーダーシップを発揮したのは首相であり、「従来言われてきたような、首相の他大臣に対する指導力が制度的に担保されなかったために閣内不一致で内閣がしばしば瓦解したなどという事実は存在」せず<sup>(11)</sup>、閣内不一致で実際に総辞職した内閣は第二次若槻礼次郎内閣と広田弘毅内閣の二例しかないとしている<sup>(12)</sup>。確かに幣原は閣内不一致で総辞職した第二次若槻内閣の外務大臣であり、閣内不一致による総辞職が頭をよぎったかもしれないが、以前に第二次近衛文麿内閣が松岡洋右外相を事実上罷免して第三次内閣を組閣した事例があるように、仮に憲法第九条を自らの発案であると披露し、反発した松本らによって閣内不一致に陥り、内閣が総辞職したとしても、新たな閣僚を補充して第二次内閣を組閣することは可能であった。占領期において幣原は天皇やGHQの信任を得ている以上、その政治的基盤は安定しており、何より幣原が閣内不一致を恐れたと明言している史料や証言は存在していないのである。

以上の検討を踏まえると、非常に厳しい評価になってしまいが、著者が定義する「特殊な状況と事情」とは史料の根拠が薄い憶測によるものであり、その説得性は乏しいと結論付ける他ないのではないだろうか。

この他、幣原が戦時下において吉田茂らが勧めた和平工作に消極的な立場を示していた事実も本書では触れられていない<sup>(13)</sup>。幣原の外交思想を考える上で無視できない事実であろう。また、本書が紹介している幣原発案説を裏付けるとされる史料や証言についても佐々木高雄氏による詳細な批判的検討がなされている<sup>(14)</sup>。著者も佐々木氏や幣原発案説を否定する史料への反論を試みているが（二九六頁）、佐々木氏の詳細な批判に応えられている内容とは言えない。

ここで著者の佐々木氏への反論の一例として、『芦田均日記』をめぐる史料批判について検討したい。『芦田均日記』の中で、戦争放棄条項を世界に先駆けて制定する意義を述べたマッカーサーに対し、「恐らく誰も follower とはならないだろう」と幣原が述べたとしている記述に対して、著者はマッカーサーの講演や回想録や貴族院における演説を根拠に、日本が平和運動の先頭に立つべきと考えていたのが幣原の真意だったとしている（三五三頁―三五四頁）。しかし、回想録という後世に書かれたものと、貴族院での演説という表向きの発言から幣原の真意を汲み取るといふ手法は説得力をあまりに欠いている。佐々木氏が指摘する通り、回想録や講演は時間の経過を経たもので、マッカーサーが戦後に日本の再軍備の責任を問われかねない状況になったために証言するようになったという見解の方に説得力がある<sup>(15)</sup>。なお、著者はロサンゼルスでの幣原発案説を唱えたマッカーサーの演説が、「核戦争による人類の破滅を救うための先駆的な宣言であると憲法九条の人類史的価値をきちんと評価している」とした上で、マッカーサーの演説の内容を批判的に検証する佐々木氏のような見解は「下種の勘繰りに近い」などと批判している（二七四頁―二七七頁）。このようなマッカーサーの主張を無批判的に事実とする叙述は、史料批判の原則から逸脱した叙述であると言う他ない。また、貴族院での幣原の演説を高く評価する点についても、佐々木氏の指摘する通り「戦争放棄条項を受け容れる肚が固まった」段階でのものであり、<sup>(16)</sup>表向きの演説を以て幣原発案説の論拠とする主張には無理がある。そもそも、本書の前提となる幣原外交や戦中・戦後初期の幣原の評価を大きく見直す必要があると思われる以上、幣原発案説は成り立たないと考えるべきではないだろうか。

むしろ歴史的に検討すべきは、いかに幣原の平和主義者としてのイメージが広まったかにあるのと思われる。例えば、筆者は若槻のイメージ戦略を検討したことがあるが、<sup>(17)</sup>幣原とその周辺による幣原Ⅱ平和主義者であるというイメージ戦略が、一連の幣原発案説を裏付けるとされる史料や証言と結びついていったのではないだろうか。この点については今後戦後史を踏まえた検討を要するところであろう。

最後に本書の前提となる憲法観についても触れておきたい。本書の前提となる憲法観は次のようなものである。

当時、日本国憲法を「押しつけられた」と思った階級、階層は、日本の戦争で利益や特権を享受した軍部、政界、官僚、財界などの特権階級、さらに地主などの封建的特権階級などであり、マッカーサー・GHQの一連の戦後改革で権力や地位や権益、特権を失った階級であり、さらには公職追放の対象にされて特権や地位、職位を失った階層であった。多くの国民が歓迎したことは、当時の世論調査で証明されている（一三頁）。

結論から述べればこの憲法観には正確ではない点が含まれている。著者が述べる「当時の世論調査」が何であるかは不明であるが、占領下の憲法の世論調査を検討した境家史郎氏によれば、占領下の憲法の世論調査は『毎日新聞』による一九四六年五月の調査しか存在せず、<sup>(18)</sup>その調査の中で戦争放棄条項を必要とするかという問いに対して七〇%が必要と回答したという点が憲法九条を当時の人々が支持したという論拠になっている<sup>(19)</sup>。しかし、境家氏によればこの世論調査のサンプリングは極めて偏っていることから、ここから『全国民の総意』を推し量ることはきわめて困難<sup>(20)</sup>であり、質問自体も「戦争放棄条項の必要性」という抽象的な表現であり、「一九四〇年代における国民の九条意識は不明である」と結論付けている。<sup>(21)</sup>

そもそも当時の幣原は衆議院議員でもなければ、幣原内閣自体も民意によって成立した訳ではなく、仮に幣原が憲法第九条を発案したとしても、そこに民主主義的正当性も国民の「総意」も存在しないのである。川口暁弘氏が指摘するように、「日本国憲法による国民主権の実現は、もとをたただせばマッカーサー元帥の指示によるものであって、なんら日本国民の自由な意志によるものではなかった」<sup>(22)</sup>のであり、二〇一〇年に「憲法改正国民投票法が施行されるまで、主権者たる日本国民は憲法にたいする賛否を表明する制度すらもたなかった」<sup>(23)</sup>のである。以上のことから、著者の当時の憲法九

条を国民が「総意」をもって歓迎し、一部の特権階級のみが憲法を「押しつけられた」という点は正確ではなく、著者の憲法観もまた再検討すべきではないだろうか。

### おわりに

結局のところ、日本社会とそこに暮らす人々が自ら主体的に憲法を制定したという経験が存在しないという歴史的事実を確認する他ないだろう。そのように考えれば憲法第九条を誰が発案したのかという論点も、幣原カマツカーサー、どちらが「押しつけたか」の違いしか存在しないと考えれば、もはや些末な問題にすぎないようにも考えられる。正確に憲法を評価するためにも、一連の事実を踏まえた新たな論点に基づいた議論が求められていると考えられる。

このように本書には再考ないし見直しを要する箇所があると評価せざるを得ない。僭越ながら著者には本稿が取り上げた先行研究や史料を踏まえた上で、論点の更なる深化に取り組んでいただければ幸いである。全体を通して本書には厳しい評価を下していると思われるかもしれないが、これはあくまで歴史研究は事実に基づいて進められるべきであり、先行研究の詳細な検討無くして正確な議論はできないと考えているためであることをご理解いただきたい。その上で、史料的な制約がある中で困難なテーマを一冊にまとめ上げた著者の取り組みと熱意には敬意を表したい。本書をきっかけとして、今後の憲法をめぐる研究状況がさらに進展することを願ってやまない。

### 【付記】

本稿脱稿後、種稻秀司『幣原喜重郎』（吉川弘文館、二〇二一年）、熊本史雄『幣原喜重郎』（中央公論新社、二〇二一年）が相次いで刊行された。いずれも政治外交史研究者が書いた最新の伝記であるが、いずれの著書でも幣原発案説は明確に否定されている。幣原発案説はもはや歴史学的な見地からは到底支持され得ない説であると認識すべきであろう。

なお、笠原氏は後の版で本書に追補を施している。内容は『昭和天皇実録』の中に天皇制維持と戦争放棄について昭和天皇に報告したことが記録されていることから、幣原が象徴天皇制と憲法第九条をセットにすることで、天皇の戦争責任の免除と憲法第九条制定への道筋をつけたとするものである。しかし、『昭和天皇実録』には戦争放棄の具体的な構想は書かれておらず、決定的な証拠とは言えない。すでに指摘されている通り、この時点で幣原が憲法に戦争放棄条項を盛り込むことを想定していなかった（種稻『幣原喜重郎』二二四頁―二二五頁、熊本『幣原喜重郎』二二七頁―二二九頁）。『昭和天皇実録』の記述を幣原発案説の有力な裏付けとする笠原氏の見解には無理があるだろう。

- (1) 近年の成果として笠原十九司『日中戦争全史（上・下）』（高文研、二〇一七年）。
- (2) 小林道彦『政党内閣の崩壊と満州事変』（ミネルヴァ書房、二〇一〇年）四二頁。あわせて関静雄「幣原外交と郭松齢事件」（『帝塚山大学教養学部紀要』第五十四編、一九九八年）も参照。
- (3) 「幣原私見」（『戦争放棄二関スル国際会議及条約関係一件・条約案ニ対スル研究関係』第一巻、B.10.3.0.1.3 外交史料館蔵）。なお、史料の閲覧にはアジア歴史資料センターのデジタルアーカイブを活用した。

URL[https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image\\_B04122284900?IS\\_KIND=summary\\_normal&IS\\_STYLE=default&IS\\_TAG\\_SI=Fi&IS\\_KEY\\_SI=F](https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B04122284900?IS_KIND=summary_normal&IS_STYLE=default&IS_TAG_SI=Fi&IS_KEY_SI=F)

- (4) 種福秀司「幣原喜重郎と日本国憲法第九条」(『國學院大學紀要』第五十七号、二〇一九年) 四六頁。
- (5) 西田俊宏「幣原喜重郎と国際協調」(伊藤之雄・中西寛編『日本政治史の中のリーダーたち』京都大学出版会、二〇一八年) 三九四頁。
- (6) 幣原外交をめぐる研究成果は枚挙に暇がない。本書の刊行前に発表されたもののうち、管見の限りでも于紅「幣原外交における『経済中心主義』」(『人間文化論叢』六、二〇〇一年)、熊本史雄「満洲事変における幣原喜重郎外相のリーダーシップ」(佐藤元英・服部龍二編『日本外交のアーカイブズ学的研究Ⅱ』中央大学出版部、二〇一六年)、同「大戦間期外務省の情報管理と意思決定」(『日本史研究』第六五三号、二〇一七年)、小林前掲『政党内閣の崩壊と満洲事変』、関前掲「幣原外交と郭松齢事件」、種福秀司『近代日本外交と「死活的利益」』(芙蓉書房出版、二〇一四年)、西田俊宏「東アジア国際秩序と幣原外交(一)・(二)」(『法学論叢』第一四七卷第二号、第一四九卷第一号、二〇〇〇年・二〇〇一年)、同「ワシントン体制の変容と幣原外交(一)・(二)」(『法学論叢』第一四九卷第三号、第一五〇卷第二号、二〇〇一年)、同「幣原喜重郎の国際史認識」(『国際政治』第一三九号、二〇〇四年)、同「第一次幣原外交における満蒙政策の展開」(『日本史研究』第五一四号、二〇〇五年)、同「ワシントン体制と国際連盟・集団安全保障」(伊藤之雄・川田稔編『20世紀日本と東アジアの形成』ミネルヴァ書房、2007年)、同前掲「幣原喜重郎と国際協調」、服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交』(有斐閣、二〇〇一年)、服部龍二『増補版 幣原喜重郎』(吉田書店、二〇一七年、旧版は二〇〇六年)、宮田昌明『英米世界秩序と東アジアにおける日本』(錦正社、二〇一四年)など。
- ちなみに列挙したこれらの先行研究のうち、著者が参考文献として挙げているのは服部(二〇〇六)のみである。著者は『幣原外交』について、日本の歴史学界では、概して厳しい評価がなされてきた(八一頁)としているが、著者がその見解の根拠として挙げているのは江口圭一・小野信爾「日本帝国主義と中国革命」(『岩波講座』日本歴史20現代(3))岩波書店、一九六三年)のみである。「日本の歴史学界」という表現を用いる以上は、最低でもこれらの先行研究を踏まえる必要があったと思われる。
- (7) 服部前掲『増補版 幣原喜重郎』二六〇頁―二六一頁、功刀俊洋「幣原喜重郎」吉田裕・荒敬他『敗戦前後』(青木書店、一九九五年)一〇六頁―一〇七頁。

- (8) 太田健一ほか編『次田大三郎日記』（山陽新聞社、一九九一年）五二頁―五三頁。
- (9) 幣原平和財団編『幣原喜重郎』（幣原平和財団、一九五五年）五四八頁―五五〇頁。
- (10) 五百旗頭真『占領期』（講談社学術文庫、二〇〇七年、初版は一九九七年）一四九頁―一五四頁、功刀前掲「幣原喜重郎」一〇〇頁―一〇三頁。
- (11) 一 佐々木雄一「明治憲法体制における首相と内閣の再検討」（『年報政治学』第七〇巻、二〇一九年）。佐々木氏は首相の権限の弱さを強調する議論は「憲法解釈の多様性や憲法の文言と実態との乖離といった点が視野に入っていない」と批判している（二五三頁）。
- (12) 佐々木前掲「明治憲法体制における首相と内閣の再検討」二五七頁。
- (13) 戦時下の幣原については功刀前掲「幣原喜重郎」九五頁―九九頁、服部前掲『増補版 幣原喜重郎』二四五頁―二四八頁。
- (14) 佐々木高雄『戦争放棄条項の成立経緯』（成文堂、一九九七年）。
- (15) 佐々木前掲『戦争放棄条項の成立経緯』七三頁―七五頁。
- (16) 佐々木前掲『戦争放棄条項の成立経緯』一一九頁。
- (17) 杉谷直哉「政党政治家のイメージ形成について」（『山陰研究』第十二号、二〇一九年）。
- (18) 境家史郎『憲法と世論』（筑摩書房、二〇一七年）七一頁。
- (19) 境家前掲『憲法と世論』六六頁。
- (20) 境家前掲『憲法と世論』六五頁によれば、調査対象二〇〇〇名のうち、大学出身者が三九%、官公吏が二四%、女性が一三%、農業従事者六%というものであった。
- (21) 境家前掲『憲法と世論』六九頁―七二頁。
- (22) 川口暁弘『ふたつの憲法と日本人』（吉川弘文館、二〇一七年）二七二頁。
- (23) 川口前掲『ふたつの憲法と日本人』二七八頁。